


# 経済安全保障政策を巡る最近の動向

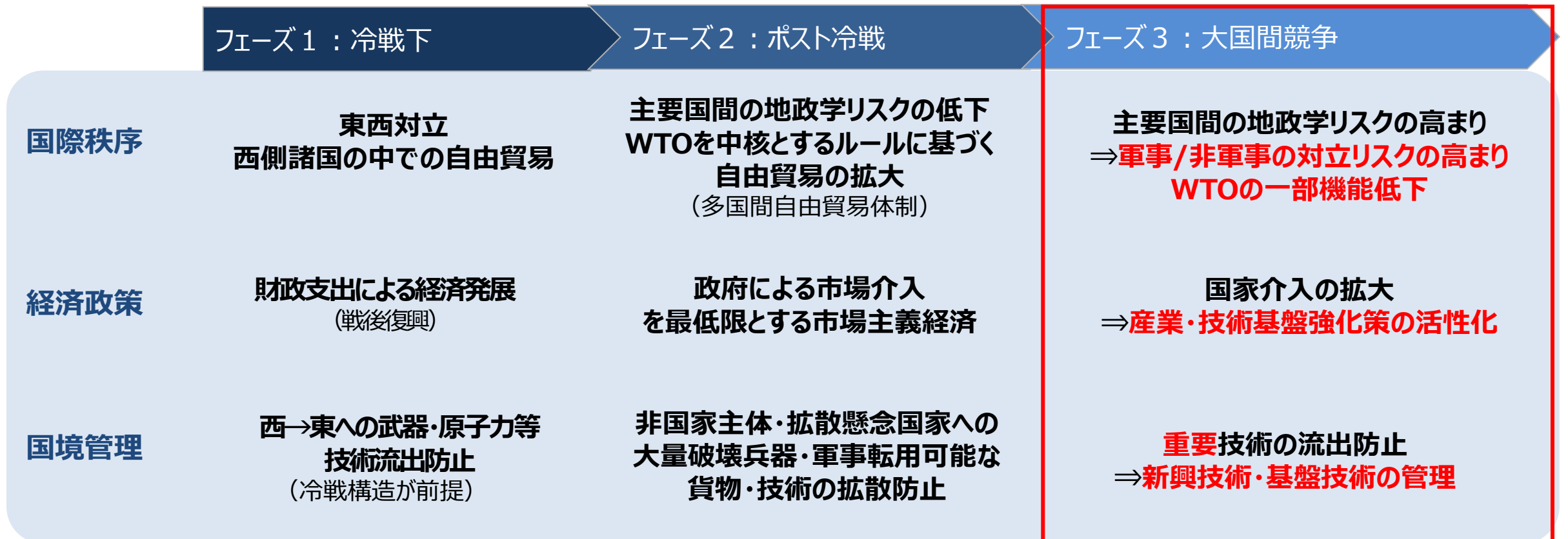
2026年4月7日

貿易経済安全保障局

- 
- 1. 我が国を取り巻く経済安全保障環境**
  2. 現状の取組
    - (1) 法制・予算による政策の強化
    - (2) 企業の行動変容の推進
    - (3) 同志国との国際連携
  3. 今後の経済安全保障政策

# 国際情勢の変遷～大国間による「技術」の囲い込み競争の時代へ

- 米中対立、ロシアによるウクライナ侵略など、国際秩序は大国間競争の時代に回帰。地政学的対立に非軍事的手段を持ち込む動き(Economic Statecraft)も拡大。
- 半導体、量子、AIなどの先端分野が安全保障にも大きな影響を与える中で、技術競争の激化による米中間の技術の「分断」や、重要物資のサプライチェーン途絶につながり得る地政学リスクが高まる中、各国は産業基盤強化のための取組を活性化させている。
- 反面、戦後、日本の国力を支えてきたルールに基づく国際貿易体制、イノベーション環境は後退。



# 米中の国境措置等の最近の動向（4月7日時点）

- AI半導体や重要鉱物を中心に、米中で相互に依存低減を目指すも、時間を要するため一旦ホールドとなったが、先端技術等をめぐる競争の方向性に揺らぎはない。



## 25年6月9日－10日 米中貿易協議（ロンドン）

NVIDIAは、間もなくライセンスを取得できるとし、中国向けAI半導体H20を販売再開することを発表

7月14日

7月30日

中国サイバースペース管理局が、NVIDIA製AI半導体H20にバックドアの懸念があると発表

## 25年7月28日－29日 米中貿易協議（ストックホルム）

25年8月11日 米中両政府による関税措置の再延長発表（11月10日まで追加関税の一部を停止し、貿易協議継続）

インテル、サムスン、SKハイニックスの中国拠点向け半導体製造装置・関連技術の輸出管理強化を発表

8月29日

8月13日

政府または国家安全保障関連業務でNVIDIA製半導体の使用を控えるよう、国内企業に勧告

中国企業23社を含む32社をエンティティリストに追加

9月12日

9月13日

米国のアナログ半導体の反ダンピング調査、中国製半導体に対する差別的措置への調査を開始することを発表

## 25年9月14日－15日 米中貿易協議（マドリード）

50%以上子会社へのエンティティリスト拡大の公表

9月29日

11月1日から中国に追加関税100%課すことを発表(SNS)

10月10日

10月9日

レアアース等の輸出管理の関連規制強化を発表

中国の海事・物流・造船分野に対する通商法301条に基づく、中国船舶への入港料の徴収を開始

10月14日

米国船舶に対する入港料の徴収を開始、韓国の造船企業ハンファの米関連企業5社への制裁発表

## 25年10月25－26日 米中貿易協議（クアラルンプール）

## 25年10月30日 米中首脳会談（釜山）

米：対中関税100%発動見送り・EL子会社50%ルール1年延期等、中国：レアアース再輸出規制等の1年間延期、包括許可の発行等

NVIDIA製AI半導体「H200」の対中輸出を条件付で認めると発表(SNS)

12月8日

最高裁判決による相互関税や対中10%関税等の停止、相互関税の代替となる世界一律10%関税を発動

2月24日

## 26年3月15－16日 米中貿易協議（パリ）

# AIテックスタックの構築と展開を巡る米中の動向

- **最先端モデル**開発を目指し、大量の研究者を企業に集めて大規模開発。民間資金中心で**クローズドモデル**を開発  
~25年7月「AIアクションプラン」公表~
- **AI技術の第三国へのフルスタック展開**を重視
- クローズドモデルの開発と並行して、**オープンウェイトモデル**も公表



22年10月 半導体製造装置等の対中輸出管理措置公表

24年12月 AI用メモリ半導体の対中輸出管理措置公表

## 25年1月 AI Diffusion Rule公表

…AIチップの輸出やそれを使った計算応力の提供に関し、世界各国を3グループに分けて規制する案

## 25年5月 AI Diffusion Rule撤廃

25年6月 ラトニック長官が**AISI** (AI Safety Institute) を**CAISI** (Center for AI Standards and Innovation) に改編

## 25年7月 「AIアクションプラン」・AI輸出プログラム公表

25年8月 OpenAIがオープンウェイトモデル「gpt-oss」及びクローズドモデル「GPT-5」を発表

25年11月 「ジェネシス・ミッション」に関する大統領令  
…計算能力・データセットのPF構築とAI for Science推進

25年12月 条件付きでの**中国向けH200輸出許可発表**

25年12月 「パックス・シリカ」の立ち上げ  
… AIサプライチェーン強靱化を目的とした多国間枠組み

26年3月 州規制を標準化するため、国家AI政策枠組みを発表

25年1月

25年5月

25年7月

25年8月

25年11月

25年12月

26年3月

- 既存の技術やノウハウを活用し、**コストパフォーマンス重視**で社会実装に注力（低コストかつ一定性能のモデルを広く展開）
- 国家補助による**オープンウェイトモデル**
- 中国が圧倒的シェアを有するハードウェア（**スマホ、EV**）、更には**ロボット**へのAIモデル実装を通じ海外展開。
- データセンターやエネルギーインフラをAIモデルとセットで展開させることで、**フルスタックでの展開を促進**



24年12月 対米輸出管理措置強化（重要鉱物の米国向け輸出の原則不許可等）

## 25年1月 DeepSeek R1発表

25年5月 上海協力機構AI協力フォーラム開催

25年7月 上海で「世界AI会議」を開催し「**グローバルAIガバナンス行動計画**」公表。「世界AI協力組織」設立を提唱

25年8月 「AI+行動」を公表し、科学研究・産業・教育・福祉等の重要分野でのAI普及率目標を設定

# 第15次五カ年計画（国家経済社会発展計画）（3/13公表）

- 第15次五カ年計画においては、製造強国の建設を加速するとして、製造基盤に関わる基礎部品や基礎ソフトウェア、品質向上に不可欠なハイエンド分析・計測機器の内製化を重視する方向。

## 五カ年計画の構成

第1篇 中国式近代化建設における新たな局面の懸命な開拓

- 第1章 発展環境
- 第2章 指導方針
- 第3章 主要目標

第2篇 現代産業システムの建設 実体経済の基盤強化・拡大

経済発展の重点を実体経済に置くことを堅持し、インテリジェント化、グリーン化、融合化の方向性を堅持し、**製造強国**、品質強国、宇宙強国、交通強国、インターネット強国の建設を加速させ、**製造業の合理的な比率を保持し、先進的な製造業を骨幹とする現代産業システムを構築**する。

第4章 伝統産業の最適化・高度化

第5章 新興産業及び未来産業の育成・拡大

- 第6章 サービス業の良質かつ効率的な発展の促進
- 第7章 現代インフラシステムの構築

第3篇 ハイレベルな科学技術の自立自強 新たな質の生産性の発展の牽引

第4篇 デジタル中国建設の深化・推進 デジタル化・インテリジェント化の発展レベル向上

第5篇 強大な国内市場の建設 新たな発展構造の構築加速  
(以下、第18篇まで続く。)

### コラム2 産業の基礎能力及び競争力の向上

#### 01 ハイエンド新素材

ハイエンド特殊鋼、高品質高温合金、超高純度金属、先進セラミックス、高純度石英材料、パイオベース材料、先進高分子材料、高性能繊維及びその複合材料、**構造機能統合材料**等のイノベーション突破を加速させ、レアアース機能材料、レアメタル材料、**超硬材料**、軽量高強度合金等の質向上・高度化を推進し、**超伝導材料**、**メタマテリアル**等の先端材料の研究・応用を強化する。

#### 02 基礎パーツ及びコンポーネント

高速精密ベアリング、高パラメータのギア及び伝動装置、高信頼性の油圧・空気圧用シール、高性能モータ及び制御システム、高精度ねじ等のコア基礎パーツのブレイクスルーを加速する。一連の接続・センシング・機能材料・光エレクトロニクス等の先端汎用基礎コンポーネントを研究・製造する。

#### 03 基本ソフトウェア及び産業用ソフトウェア

国産OS、データバンク、ミドルウェア、プログラミング言語及びコンパイラ、開発テスト用ツール、クラウドコンピューティングソフトウェア等の基本ソフトウェアにフォーカスし、設計・製造制御・経営管理等の産業用ソフトウェアを研究開発し、チェーン全体において技術的ブレイクスルー及び成果の応用を推進する。

#### 04 工作機械

高速・高精度・複合の特徴を備えたハイエンドCNC工作機械等の加工装置を重点的に研究・製造し、インテリジェントCNCシステム、精密測定、機能部品による支援能力を向上させる。

#### 05 ハイエンド分析・計測機器

オンライン・高効率・インテリジェントの検査、極限環境における調節・制御、高性能流量測定等の重点分野において応用される機器の研究開発を強化し、量子測定、In-situ測定等の新たな測定・校正機器のブレイクスルーを推進する。

#### 06 重大技術装備

大型客船、大型LNG運搬船等の研究開発・設計・製造及びCR450型高速鉄道車両のテスト・応用を推進し、**大型特殊精錬設備**、**重大石油化学工業用装置**、**電子製品向け設備**等の研究開発及び産業化を推進し、**ガスタービン**、**高水頭・大容量の水カタービン発電ユニット**等のブレイクスルー突破を加速させ、中山間地域向けのハイエンド・インテリジェント農業機械装置の研究開発・応用を推進する。

※黄：第14次→第15次で新規に追加された技術。

青：第14次→第15次で新規に設立されたプロジェクト。

# 中国による重要鉱物等への輸出管理措置

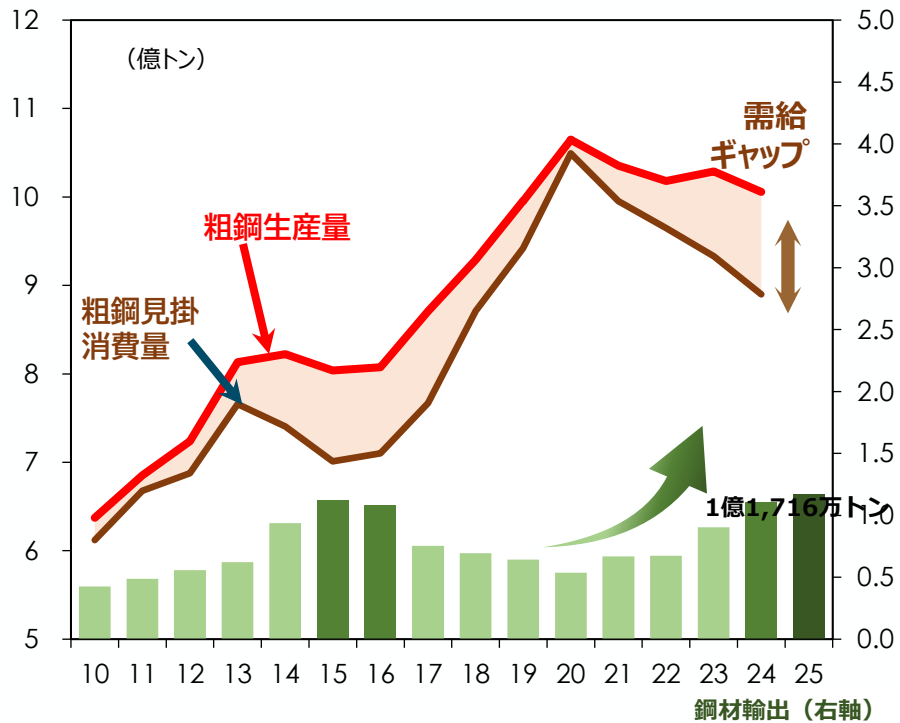
- **中国は、2023年8月のガリウムとゲルマニウムへの措置を皮切りに、重要鉱物に対する輸出管理を強化。2025年4月には、重レアアース7種に対する輸出管理措置を実施。**
- 2025年10月には、**中・重レアアース関連品目に対する輸出規制や中国産レアアースを含む製品の再輸出規制、レアアース及び電池の生産設備・材料・技術の輸出規制等の新たな輸出管理措置を発表（※米中協議で**1年停止**）。**
- 2026年1月、2月と立て続けに、**日本向けデュアルユース品目の輸出管理の強化**に関する公告を発表。

## 中国による重要鉱物の輸出管理措置の概要

<p>これまでの 対象の鉱種の拡大</p>	<p>2023年8月 12月 2024年9月</p> <p><b>ガリウム、ゲルマニウム</b> <b>黒鉛</b> <b>アンチモン</b></p>	<p>2025年2月 4月</p> <p><b>タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム</b> <b>重レアアース7種（テルビウム、ジスプロシウム等）</b></p>
<p>2025年10月発表の 輸出管理措置 (※1年停止)</p>	<p><b>1. 中・重レアアース関連品目に対する輸出規制</b> 対象鉱物は、<b>ホルミウム、エルビウム、ツリウム、ユウロピウム及びイッテルビウムの5種類</b>（規制対象レアアースを含有する合金、ターゲット材、永久磁石材料、結晶材料、発光材料等を含む）</p> <p><b>2. レアアース関連品目の「再輸出規制」（外国での輸出を規制）</b> <b>中国国外の組織・個人による中国以外の国・地域への</b>以下レアアース関連品目の輸出に、<b>輸出許可取得を義務づけ</b> ① 中国産レアアース（<b>価値比率0.1%以上</b>）を含む、<b>外国で生産されたレアアース関連製品（磁石等）</b> ② 中国の<b>レアアース関連技術</b>（採掘、精練・分離、リサイクル等）を用いて<b>外国で製造されたレアアース関連製品</b> ③ <b>中国産レアアース関連製品</b></p> <p><b>3. レアアース代替供給プロジェクトに不可欠な設備・材料・技術への規制</b> (1) <b>レアアース生産加工設備</b>、レアアース鉱石、分離精製に<b>必要な薬剤</b>について<b>輸出許可取得を義務付け</b>。 (2) 中国国内の組織・個人による<b>中国以外の国・地域へのレアアース関連技術の輸出に、輸出許可取得を義務付け</b>。 更に、<b>中国国内で外国組織・個人に輸出する場合も規制</b>（「みなし輸出」規制の導入）</p>	
<p>2026年1月6日発表の 対日輸出管理強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本の軍事ユーザー・軍事用途、及び日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー・用途への<b>すべての両用品目の輸出を禁止</b>。</li> </ul>	
<p>2026年2月24日発表の 対日輸出管理強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>20の日本企業等を「管理リスト」に掲載し</b>、これらの日本企業等に対する<b>両用品目の輸出を禁止</b>。</li> <li>● <b>20の日本企業等を「懸念リスト」に掲載し</b>、これらの日本企業等に対する<b>両用品目の輸出審査を厳格化</b>。</li> </ul>	

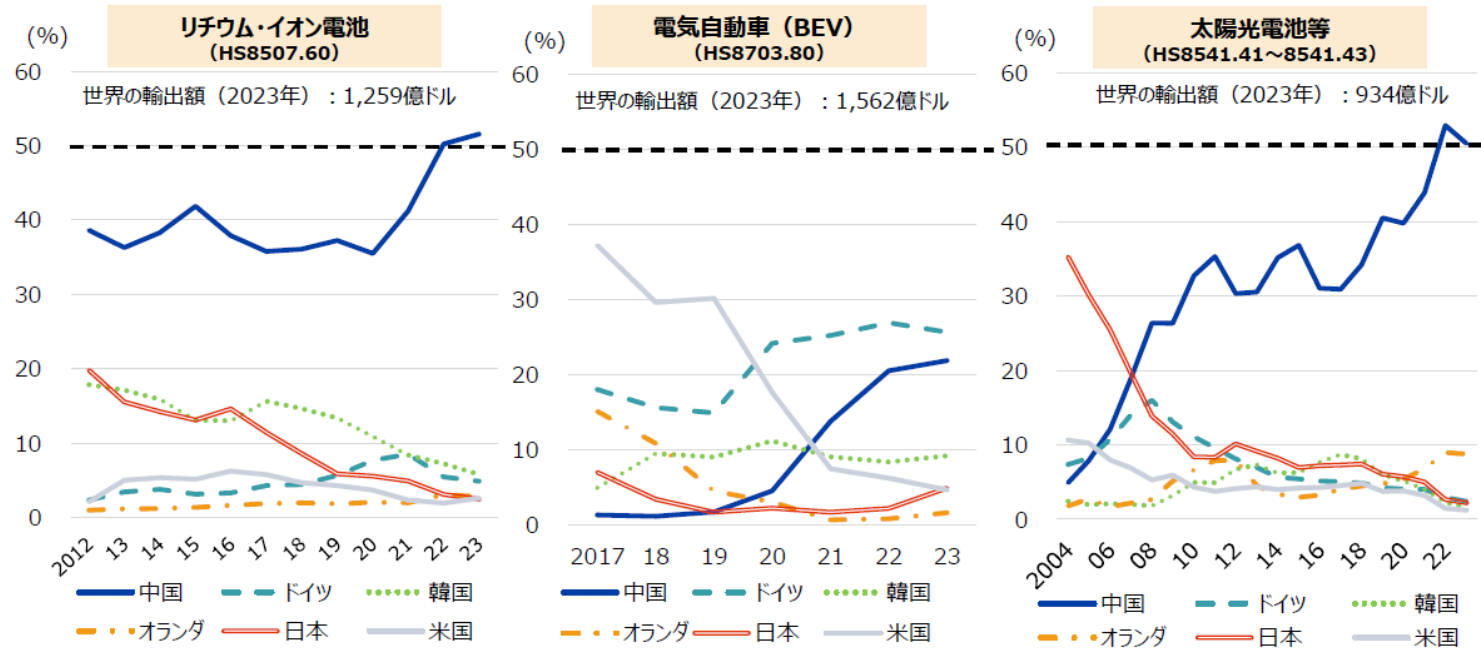
# 過剰供給懸念の高まり

- 近年、中国の**鉄鋼生産能力**が国内需給を大きく上回る状況が継続しており、輸出量も増加している。
- また、中国は太陽光パネル、電池などのクリーン技術の国内産業基盤を強化するとともに、2023年初頭から、対外貿易を牽引する主力品目として「新三様（新御三家）」と呼ぶ**電気自動車（BEV）、蓄電池（リチウムイオン電池）、太陽光パネルの輸出強化に注力**。世界貿易に占めるシェアを拡大。



出所:中国国家统计局、中国税関総署など

主要国の「新三様」輸出の世界シェア



（注）①各品目の継続的な統計データが取得できる年からの推移。②輸出金額ベース。③光電池等には太陽光パネルを含む。

（出典）Global Trade Atlas（S&P Global）からジェットロ作成

# (参考) 我が国の防衛産業を取り巻く課題

我が国は、平和主義の理念の下、国際社会の平和や繁栄に貢献。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中においても、平和国家としての歩みを堅持しつつ、防衛力の変革、同盟国・同志国等との協力・連携により、地域の平和と安定を確保していくとともに、我が国にとって望ましい安全保障環境を能動的に創出していく。そのためには、課題を乗り越え、国防を担うパートナーである防衛産業をさらに力強く持続可能な産業にしていくことが必要。

## 防衛産業の課題

### 生産基盤の強化

- 民生分野の供給力の活用・強化も含めた増産ニーズに対応できる生産能力の確保に向けた投資が進んでいない。
- コロナ禍による輸出入の停滞、地政学的要因などにより国際的なサプライチェーンリスクが顕在化する中、安定的な装備品生産のために重要な部素材の安定供給の確保が必要。

### 防衛・デュアルユースイノベーションの創出


- 新たな戦い方への対応を進めるにあたり、最先端科学技術の研究を担うアカデミア（国立研究開発法人・大学等）や、その社会実装の担い手であるスタートアップ、優れた民生技術を持つ非防衛企業などとの連携を通じて、技術を防衛分野に実装する取組が不十分。

### 同盟国・同志国との協力（装備移転等）

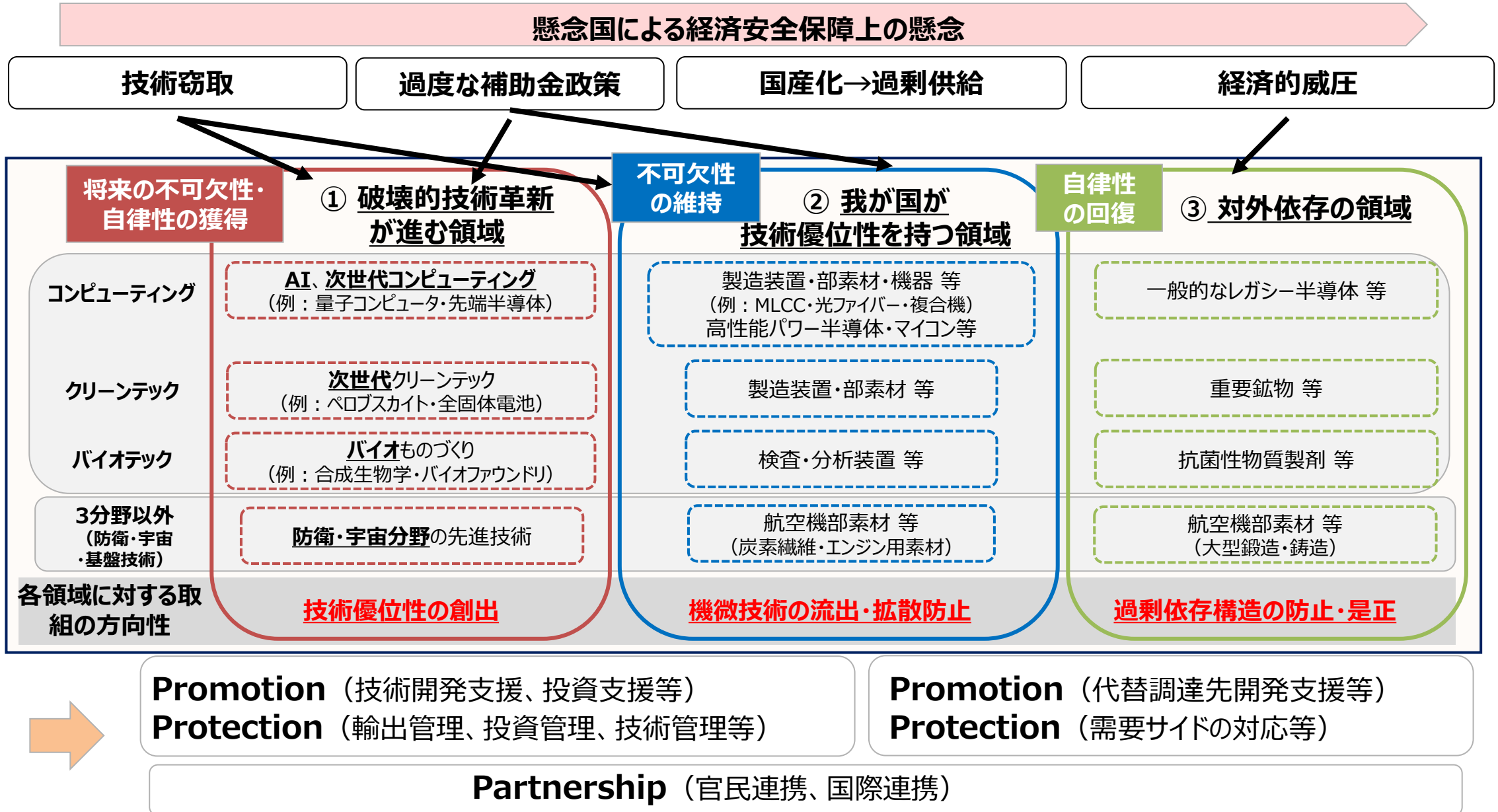
- 完成品の装備移転や構成品の輸出は、望ましい安全保障環境を創出するための重要な政策的手段であるとともに、増産ニーズに対応する生産能力の確保の観点からも重要
- 装備移転三原則等の改定以降、取組は徐々に進展しつつあるが、未だノウハウの蓄積、推進体制は不十分との指摘あり。


### サプライチェーン上・中流の基盤強化

- 増加する防衛需要をまかなうためには、サプライチェーン上・中流の生産基盤が不十分であり、防衛産業「外」から防衛産業「内」への参入の促進が必要。
- そうした取組を進めていく上で、防衛関連事業への忌避感を軽減することが不可欠。

- 
1. 我が国を取り巻く経済安全保障環境
  2. 現状の取組
    - (1) 法制・予算による政策の強化
    - (2) 企業の行動変容の推進
    - (3) 同志国との国際連携
  3. 今後の経済安全保障政策

# 懸念国の対応を踏まえた経済安全保障政策のアプローチ



- 
1. 我が国を取り巻く経済安全保障環境
  2. 現状の取組
    - (1) 法制・予算による政策の強化
    - (2) 企業の行動変容の推進
    - (3) 同志国との国際連携
  3. 今後の経済安全保障政策

## 経済安全保障推進法 (2022年5月成立)

### (1) サプライチェーンの強靱化

国民の生存、国民生活・経済に大きな影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

事業者の計画認定・支援措置

政府による備蓄等の措置

### (2) 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

対象事業等を法律・政省令で規定

事前届出審査

勧告・命令

### (3) 先端的な重要技術の開発支援

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援

官民パートナーシップ（協議会）

調査研究業務の委託（シンクタンク）

### (4) 特許出願の非公開

安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組み、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング

保全審査

保全指定

外国出願制限

補償

(1) 法制・予算による政策の強化

# 経済安全保障推進法（サプライチェーン強靱化予算）

物資	所管省	総額	令和8年度 当初予算案	令和7年度 補正予算	令和6年度 補正予算	令和6年度 当初予算	令和5年度 補正予算	令和4年度 補正予算
総計		2兆5,643億円	125億円	1,692億円	1,981億円	2,300億円	9,172億円	1兆358億円
蓄電池	経済産業省	1兆52億円	—	—	1,778億円	2,300億円	2,658億円	3,316億円
半導体		8,062億円	—	—	—	—	4,376億円	3,686億円
重要鉱物		1,183億円	125億円	—	—	—	—	1,058億円
クラウドプログラム		1,366億円	—	—	—	—	1,166億円	200億円
航空機の部品		744億円	—	—	—	—	327億円	417億円
可燃性天然ガス		716億円	—	—	150億円	—	330億円	236億円
工作機械・ 産業用ロボット		494億円	—	—	—	—	78億円	416億円
永久磁石		464億円	—	170億円	41億円	—	—	253億円
先端電子部品 ★		233億円	—	12億円	9億円	—	212億円	—
無人航空機 ★		139億円	—	139億円	—	—	—	—
人工衛星 ★		97億円	—	97億円	—	—	—	—
ロケットの部品 ★		49億円	—	49億円	—	—	—	—
船舶の部品 ★	国土交通省	1,306億円 <small>(国庫債務負担行為総額を含む)</small>	—	1,201億円 <small>(国庫債務負担行為の内数を含む)</small>	2億円 <small>(国庫債務負担行為の内数)</small>	—	25億円 <small>(国庫債務負担行為の内数)</small>	63億円 <small>(国庫債務負担行為の内数)</small>
抗菌薬	厚生労働省	553億円	—	—	—	—	—	553億円
肥料 (※)	農林水産省	160億円	—	—	—	—	—	160億円
人工呼吸器 ★	厚生労働省 経済産業省	25億円	—	25億円	—	—	—	—

★ 追加指定物資又はそれを含む物資

※ 肥料について、基金管理団体の業務に要する費用に係る予算のみを別途措置（R5当初：1億円、R6当初：0.3億円、R7予算：0.3億円、R8要求：0.3億円）

# 経済安全保障推進法（一部改正案、令和8年3月19日閣議決定）

※内閣府資料を基に経産省作成

## 趣旨

経済安全保障推進法の成立から3年が経過する中、国際情勢の急速な変化や新たな課題に対して、迅速かつ強力に対応することが必要。外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力・人材力を含む総合的な国力を強化しながら最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄を確保すべく、以下の対応を講じる。

## 概要

### 1. 重要な物資の安定的な供給の確保

- ・重要な物資について、その供給に不可欠な役務に外部依存性・供給途絶蓋然性等がある場合、特定重要物資として指定・支援する仕組みを整備。
- ・安定供給確保に向けた相互連携・協力の努力義務、支障が生ずるおそれがある場合の協力要請等を規定。

### 2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

- ・基幹インフラ制度の対象事業に、医療分野（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DX関連業務及び一定の病院が行う医療等）を追加。
- ・事業者指定直後から届出可能とする等、事業者等からの意見を踏まえた運用改善を措置。

### 3. 先端的な重要技術の開発支援

- ・研究開発等の伴走支援を行う指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲を拡大。

### 4. 重要な海外事業の促進（新設）

- ・経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設することとし、国際協力銀行法の目的規定に経済安全保障に係る新項を追加するとともに、国際協力銀行に新勘定を設け、同勘定から劣後出資等を供与することで民間資金の動員を図る仕組み等を創設。

### 5. 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設）

#### ・総合的な経済安全保障シンクタンク

内閣官房を司令塔とし、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を集結して総合的な調査研究・政策提言を行う業務を独立行政法人経済産業研究所に追加。

#### ・官民協議会

官民の関係者が参画して、経済安全保障を確保するための対策等について協議を行う官民協議会を創設。

# 経済安全保障推進法（総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会の設立）

- 経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、**外交・情報・防衛・経済・技術**の専門知識を結集して対応することが重要。このため、機動的に調査研究を行い、政府全体の幅広い政策要請に応える**総合的な経済安全保障シンクタンク機能**を創設。
- また、官民の関係者が参画して、経済安全保障を確保するための対策等について協議を行う**官民協議会**を創設。

## 総合的な経済安全保障シンクタンクの概要

- 政府全体の幅広い政策要請に応える総合的な経済安全保障シンクタンクを（独）**経済産業研究所（RIETI）**に設置。
- RIETIの法定業務として、経済安全保障に関する総合的な調査研究を追加し、当該業務の**主務大臣を内閣総理大臣**とする。

### （調査研究・政策提言テーマの例）

#### サプライチェーン

サプライチェーン上の脆弱性等の分析・可視化、多国間の分析、海上輸送等の複合リスク・府省横断の課題（上下流で所管が異なる物資（例：肥料）等）の分析

#### インフラ・リスク点検

リスクの発生可能性や影響度等に応じた優先的に対処すべきリスクの特定、インフラ間の相互依存性を意識したリスクシナリオの分析・机上演習への活用

#### 技術

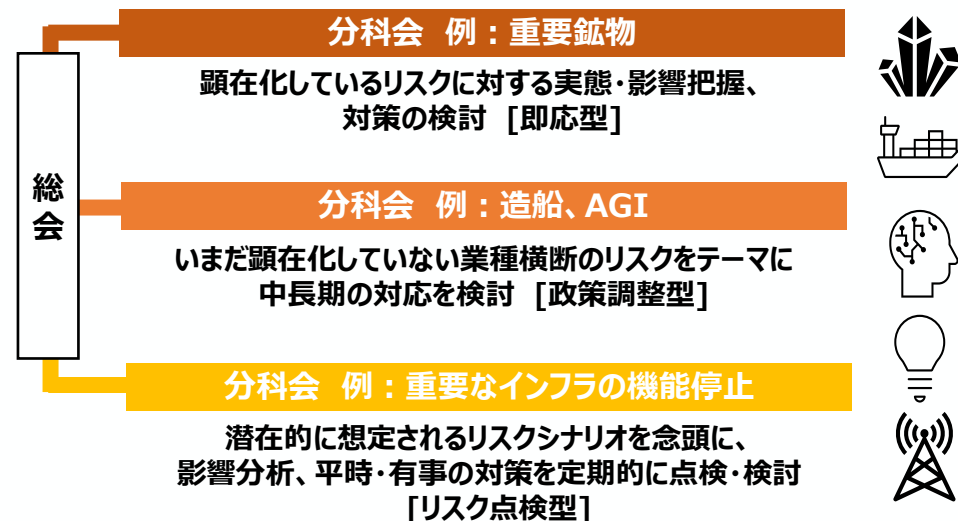
主要国の技術政策動向や、戦略環境の変化等を踏まえた、経済安全保障上の技術戦略の立案・提言

（資料）内閣府資料

## 官民協議会の概要

- 経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為に関する**情報共有・対策の協議を行う官民協議会**を組織。
- 情報の機密性を確保し、官民で適切な情報共有を行うため、**構成員等**に国家公務員と同等の**守秘義務**を課す。
- 機動的に開催すべく、**テーマごとに分科会**を設置する等、柔軟に運用。

### （協議会で議論するテーマの例）



（資料）内閣府資料

## 経済安全保障分野の専門家コミュニティとの関係構築・交流

- 経済安全保障分野における国内外の連携を強化するため、経済産業省では、2025年10月から12月にかけて、政府・独立行政法人・民間シンクタンク等が協調して経済安全保障に関する国際イベントを開催する「経済安全保障グローバルフォーラム・ウィークス」を実施。
- また、政府と民間シンクタンク等との戦略的な対話の場として「Trusted Thinktank Network戦略対話」を立ち上げ、2025年6月に初回会合を開催。以後対話を継続。

### 経済安全保障グローバルフォーラム・ウィークス

#### (1) 経済安全保障関連イベントの集中開催と発信

- 2025年10月～12月に官民連携で経済安全保障に係る国際イベントを集中開催（全28件）
- 関連イベントを取りまとめ、経産省HPにて発信  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/gfw/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/gfw/index.html)

#### (2) 中核イベントとして政府主催イベントも開催

- 名称：経済安全保障 東京フォーラム  
(Tokyo Economic Security Forum)  
[主催] 経済産業省、国家安全保障局、内閣府  
[共催] 経団連、JETRO
- 日時：2025年12月15日(月) 午後
- 概要：赤澤経済産業大臣、小野田経済安全保障担当大臣、マルホトウ英国外務・開発省閣外大臣、筒井経団連会長による挨拶・基調講演の後、国内外の政府関係者、専門家等によるパネルディスカッションを実施し、「経済安全保障に関する政策・戦略」「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化等に向けた官民連携」「重要鉱物サプライチェーン」「国家安全保障と経済」についてを議論。

### Trusted Thinktank Network戦略対話

#### 民間シンクタンク等

- 国際文化会館 地経学研究所
- 中曽根康弘世界平和研究所
- 笹川平和財団
- 日本国際問題研究所
- キヤノングローバル戦略研究所
- 国際経済交流財団 (JEF)
- 国際経済連携推進センター (CFIEC)
- 日本経済研究センター (JCER)
- 安全保障貿易情報センター (CISTEC)

など

#### 独法・国研

#### 行政 機関

- 経済産業研究所 (RIETI)
- 産業技術総合研究所 (AIST)
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
- 日本貿易振興機構 (JETRO) ※アジア経済研究所含む
- 情報処理推進機構 (IPA)
- エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)

# 【参考】外国為替及び外国貿易法（外為法）の構造

第1章 総則  
第2章 (略)

**第3章 支払等**

主な規制対象



外国への送金

**第4章 資本取引等**

主な規制対象



対外直接投資

非居住者との役務取引

**第5章 対内直接投資等**

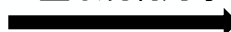
主な規制対象



対内直接投資

**第6章 外国貿易**

主な規制対象



外国への輸出

外国からの輸入

第6章の2 (略)

第6章の3 (略)

第7章 (略)

第7章の2 (略)

第8章 雑則

第9章 罰則



財務省所管



経産省所管

## 外為法（対内直接投資規制に関する一部改正、令和8年3月17日、閣議決定）

### 趣旨

我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の一層の促進を図っていくことは重要な政策課題である。

他方、国際情勢の複雑化や社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応する必要がある。

### 概要

- (1) 外国投資家が本邦企業に対して一定の投資をしている海外法人等の議決権を50%以上取得する行為等について、対内直接投資等として規制対象に加えることとする。
- (2) 事前届出において、国の安全等を損なうおそれをなくするための措置（「リスク軽減措置」）を講ずる場合には、当該措置を届け出なければならないこととする。また、届け出たリスク軽減措置の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ当該変更を届け出なければならないこととする。
- (3) 外国投資家以外の者が、契約等に基づき、非居住者等のために当該非居住者等の名義によらないで行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものについて、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、外国投資家に係る規定を適用することとする。
- (4) 事前届出の対象でない対内直接投資等及び特定取得のうち、将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全を損なうおそれ大きい対内直接投資等又は特定取得に該当するおそれ大きいものについて、特に必要があるときは報告を求めることができることとし、これらに該当すると認められるときは、株式等の処分等の勧告・命令ができることとする。
- (5) 財務大臣及び事業所管大臣は、対内直接投資等又は特定取得の審査等において必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を求めなければならないこととする。

### 施行期日

公布からの日から1年以内の政令で定める日（（5）については公布の日）

## (1) 法制・予算による政策の強化 外為法 (直近の制度改革)

### (1) 補完的輸出規制に係る改正 ①②令和7年10月9日 施行

#### ① 通常兵器補完的輸出規制の見直し

- 一般国(グループA国及び武器禁輸国2以外)向けの貨物の輸出又は技術の提供について、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として「用途要件」及び「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要することとした。
- 国連武器禁輸国向けの全品目(木材、食料品を除く。)の貨物の輸出又は技術の提供について、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として、現在、「用途要件」のみ適用されているところ、「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要することとした。

#### ② グループA国経由での迂回対策

- 現在、補完的輸出規制の対象外であるグループA国向けの貨物の輸出又は技術の提供について、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合に、インフォーム(経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知)を行うことができることとした。

### (2) 輸出管理に係る制度・運用の合理化に係る改正 ①②令和7年4月9日、③④令和8年2月14日 施行

#### ① 外国軍隊の防衛装備の持ち帰りに係る手続の合理化

- 自衛隊との訓練に参加するために外国軍隊が持ち込んだ防衛装備品の持ち帰りについて、許可を要しないこととした。

#### ② 展示会等の技術提供に関する手続の合理化

- 展示会、商談会などの防衛装備の移転に係る初期段階の商談等において提供する技術情報について、包括許可制度を創設することとした。

#### ③ 防衛装備品の維持・補修に係る輸出に関する手続の合理化

- 防衛装備品の維持・補修のための部品等の輸出を特定包括許可の対象とした。

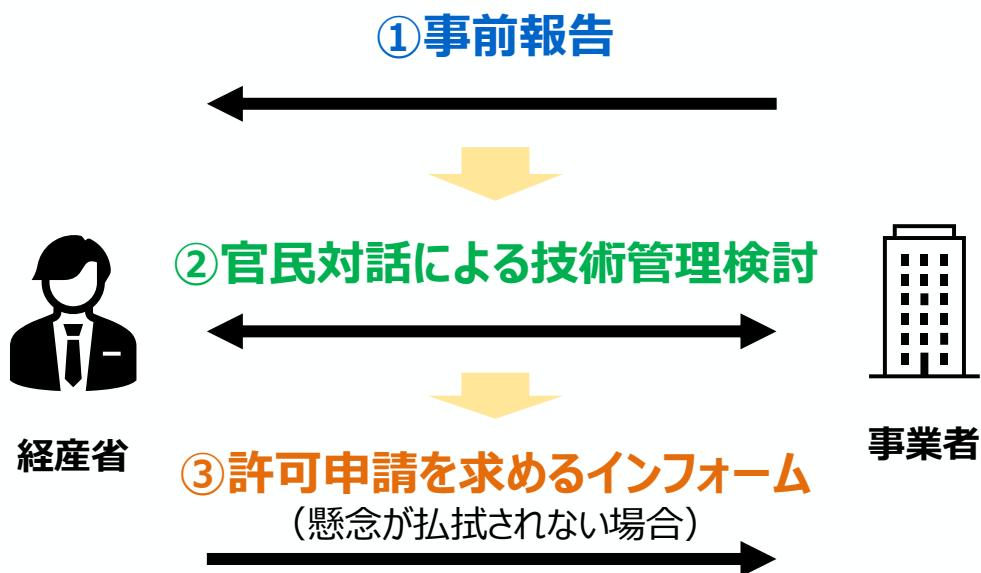
#### ④ スポーツ銃、リベット銃等の輸出に関する手続の合理化

- グループA向けスポーツ銃、リベット銃等の部品を特別一般包括の対象とした。

## 外為法（技術管理対話スキーム）

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、技術移転を止めるためではなく、適切な技術管理を徹底することを目的として、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話。（技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。）
- 現在19の技術を事前報告の対象としているが、今般、新たに5技術を追加するにあたりパブリックコメントを実施中。

### <スキーム概要>



事前報告の対象技術	
①積層セラミックコンデンサ (MLCC)	⑬正負極バインダ
②SAW及びBAWフィルタ	⑭固体電解質
③電解銅箔	⑮セパレータ製造装置
④誘電体フィルム	⑯量子ドット
⑤チタン酸バリウム	⑰TADF材料 (有機EL次世代発光材料)
⑥炭素繊維	⑱位相差フィルム
⑦炭化ケイ素繊維	⑲軟性内視鏡
⑧フォトレジスト	⑳ソルダーレジスト
⑨非鉄金属ターゲット材	㉑GaN基板 (GaN on GaN)
⑩走査型/透過型電子顕微鏡 (SEM/TEM)	㉒永久磁石
⑪磁気センサー	㉓ペロブスカイト太陽電池
⑫スポンジチタン	㉔シンチレータ

## 外為法（ロシア制裁）

- 2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降、**G7と連携してロシアに対する制裁**を累次にわたり強化。
- 2025年には1月、9月の2度にわたり、**追加制裁措置として、輸出禁止対象品目の追加**、ロシア・ベラルーシ・第三国の軍事関連団体等への輸出禁止、資産凍結等の措置の対象となる団体・個人の追加、一定の価格を超えるロシア産原油・石油製品の輸入及び海上輸送等に関連するサービス提供の禁止にかかる価格（オイルプライスカップ）の引下げ等を実施。また、**ロシア制裁違反者に対し、行政処分（輸出禁止等）や行政指導（警告）を実施。**

### 2025年の対ロシア追加制裁措置の概要

#### ○輸出入禁止措置

- ・ 軍事転用可能な品目、ロシアの産業基盤強化に資する品目の輸出禁止措置(特殊車両等のエンジン及び部品、工具等 335品目を追加)
- ・ ロシア・ベラルーシ・第三国の軍事関連団体等に対する輸出禁止措置（ロシア24団体、第三国40団体を追加）
- ・ 上限価格を超える原油の輸入及び海上輸送等に関連するサービス提供の禁止（上限価格を1バレル60ドルから47.6ドルに引下げ）

#### ○資産凍結措置

- ・ ロシア・ベラルーシ・第三国の軍事企業関係者、軍事関連団体、特定銀行に対する資産凍結措置（26個人、80団体、4行を追加）

## 外為法（ワシントン条約第20回締約国会議）

- ワシントン条約第20回締約国会議(2025年11月24日-12月5日)が開催され、国際取引が規制される種を定めた附属書の改正や、条約の運営事項や種の取引と保全に関する決議が採択。
- EU及びパナマから提案された**ニホンウナギを含むウナギ全種**の附属書Ⅱへの掲載、及び、アフリカ4ヶ国から提案された**象牙の国内取引原則禁止の決定案は、いずれも否決**された。

### ウナギ全種の附属書Ⅱへの掲載提案の否決

EU及びパナマは、資源量減少や既に附属書に掲載されているヨーロッパウナギとの識別困難を根拠に、ウナギ全種の附属書Ⅱへの掲載を提案。仮に掲載されると、国際取引の際に輸出国による輸出許可書が必要となり、我が国養鰻業者のシラスウナギ（ウナギの稚魚）確保やウナギ製品の輸出入等への影響が懸念された。

我が国は、ニホンウナギの資源量が回復していること、ヨーロッパウナギとの識別は可能であることを主張。第1委員会での採決の結果、賛成35、反対100で否決され、全体会合を経て正式に決定された。

### 象牙の国内取引原則禁止の決定案の不採択

ブルキナファソ、エチオピア、ニジェール及びセネガルが、商業目的の象牙の国内取引を原則禁止する決定案を提出。我が国のほか、EU、米国、アジア諸国及び南部アフリカ各国は、同決定案は科学的・客観的な根拠に基づいておらず、国内市場の規制はワシントン条約の権限を超えるとの懸念を示し、この提案に反対。最終的に、本決定案は十分な支持を得られなかったため、採択されず。

### その他の主な決定項目

ブラジルボク等の附属書Ⅰ（商業取引禁止）への移行、アイザメ科の深海性サメ類等の附属書Ⅱへの新規掲載、沿岸国の管轄水域において外国漁船が漁獲した附属書掲載種を国際取引する際の輸出国は沿岸国であること、固有種の輸出にあたっての原産国との合法性の確認強化等が決定された。

# アンチダンピング (昨今の状況)

- 我が国産業界も鉄鋼・化学を中心にアンチダンピング調査の検討を強化。**2025年は調査の開始件数が5件と急増した。**

## 【我が国のAD/CVD措置発動案件（2000年以降）】

対象産品	対象国 (*1)	課税期間 (*2)	申請者
ポリエステル短繊維	韓国・台湾	2002.7 - 2012.6	帝人(株)、東レ(株)、(株)クラレ、東洋紡績(株)、ユニチカファイバー(株)
DRAM ※CVD	韓国	2006.1 - 2009.4	エルピーダメモリ(株)、マイクロンジャパン(株)
電解二酸化マンガン	豪州	2008.9 - 2013.8	東ソー日向(株)、東ソー(株)
	スペイン・南アフリカ	2008.9 - 2019.3	
	中国	2008.9 - 2029.2	
トルエンジイソシアナート	中国	2015.4 - 2020.4	三井化学(株)
水酸化カリウム	韓国・中国	2016.8 - 2026.8	カリ電解工業会
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国	2017.12 - 2028.2	三井化学(株)、三菱化学(株)、日本ユニペット(株)、越前ポリマー(株)
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国・中国	2018.3 - 2023.3	(株)ベンカン機工、日本バンド(株)、古林工業(株)
トリス (クロロプロピル)ホスフェート	中国	2020.9 - 2025.9	大八化学工業(株)
炭酸二カリウム	韓国	2021.6 - 2026.6	カリ電解工業会
溶融亜鉛めっき鉄線	韓国・中国	2022.12 - 2027.12	日亜鋼業(株)、NS北海製線(株)、(株)ガルパート・ジャパン、(株)ワイヤーテクノ
黒鉛電極	中国	2025.7 - 2030.7	S E Cカーボン(株)、東海カーボン(株)、日本カーボン(株)

## 【現在調査中の案件】

対象産品	対象国 (*1)	調査開始日	申請者
ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板	中国・台湾	2025.7.22	日本製鉄(株)、日本冶金工業(株)、ナス鋼帯(株)、日本金属(株)
溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板	韓国・中国	2025.8.13	日本製鉄(株)、日鉄鋼板(株)、(株)神戸製鋼所、(株)淀川製鋼所
ビスフェノールA	韓国・台湾	2025.8.20	三菱ケミカル(株)、三井化学(株)
炭酸二カリウム(*3)	韓国	2025.8.20	AGC(株)
水酸化カリウム(*3)	韓国・中国	2025.12.25	カリ電解工業会

(\*1) 中国は、香港及びマカオ地域を除く

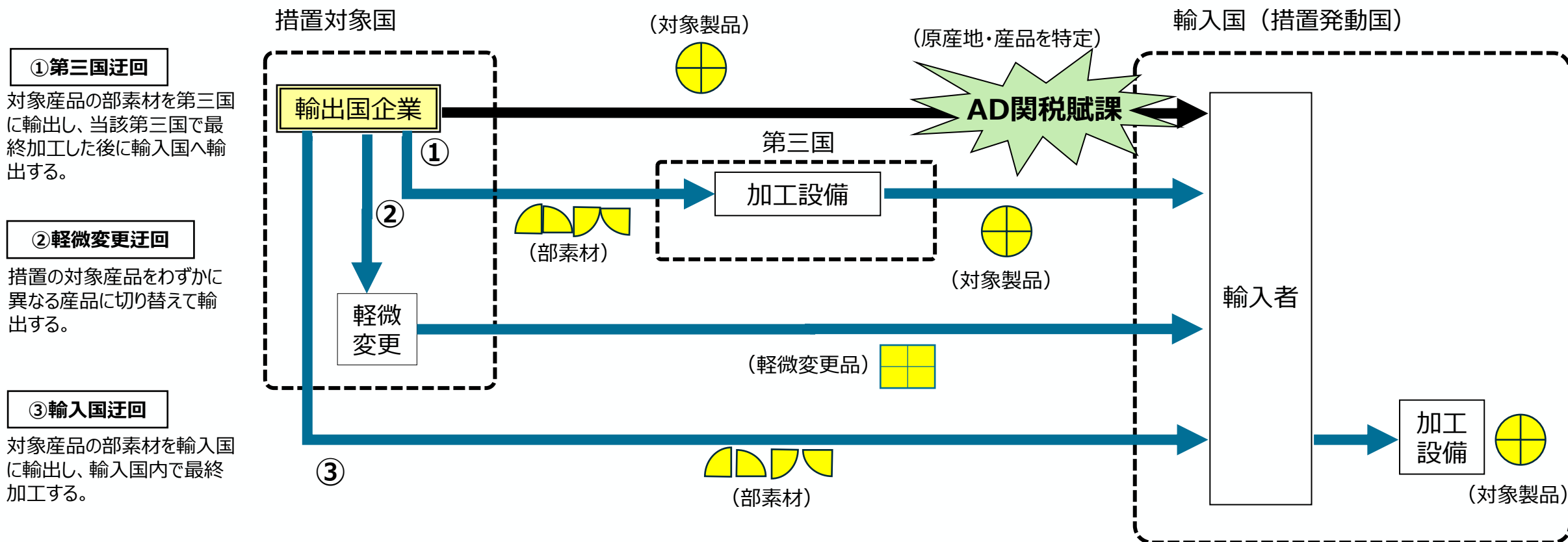
(\*2) 確定措置の課税期間


(\*3) 課税期間の延長に関する調査

# アンチダンピング (関税迂回防止制度の創設、令和8年4月1日、施行)

- WTOルールに基づき、輸出国内の国内販売価格より低価格による貨物の輸出（ダンピング）が輸入国の産業に損害を与えた場合は、AD関税を賦課する制度を運用（関税定率法）。一方、AD関税は指定された対象国の対象製品の輸入のみに適用されることから、いわゆる迂回行為（※）については課税対象範囲から外れるのが問題になっていた。
- 今般導入された迂回防止制度では、① 第三国迂回、② 軽微変更迂回、③ 輸入国迂回の3種類の迂回行為について、迂回の実態及び損害等の事実があると認められる場合、原措置のAD関税と同等の割増関税を課すこととする。

(※) AD関税の課税を免れるため、実質的には同等の商業活動だが課税範囲から形式的に外れるようにする行為。



- 
1. 我が国を取り巻く経済安全保障環境
  2. **現状の取組**
    - (1) 法制・予算による政策の強化
    - (2) **企業の行動変容の推進**
    - (3) 同志国との国際連携
  3. 今後の経済安全保障政策

## 経営陣向け

### 1. 経済安全保障経営ガイドライン

(経済産業省。2026年1月公表)

- ・ 経済安全保障を長期的な観点からの投資として位置づけ
- ・ 過度な依存の低減と技術流出の防止
- ・ 中小企業を含め広く普及

### 2. 「コーポレートガバナンス・コード」

(26年夏目処の改訂を目指し、金融庁有識者会議において審議中)

- ・ 経済安全保障の観点をCGコード本体に反映
- ・ 地政学リスクへの対応等も、収益機会につながり得るものとして、リスク管理体制を整備する際の考慮事項に含まれ得るとともに、そうしたリスクへの対応等が適切に行われるべき旨を明示

## 事業部門向け

### 3. 経済安全保障と独占禁止法に関する事例集

(公正取引委員会、経済産業省、国土交通省。2025年11月公表)

- ・ 経産省・国交省が提示した経済安保の観点から実施する行為（15事例）について公取委が独禁法上の考え方を示したもの

### 4. 技術流出対策ガイダンス

(経済産業省。2026年4月に改訂予定)

- ・ 企業に対し技術流出対策を行う上での選択肢を示すもの
- ・ ①生産拠点の海外進出に伴う技術流出対策、②人を通じた技術流出対策、③共同研究に伴う技術流出対策、④すり合わせを通じた技術流出対策について、懸念事例と対策例を示すとともに、実務で活用できるチェックリストを提供

## 経済安全保障経営ガイドラインについて (2026年1月公表)

- 企業を取り巻く国際環境は、国境を越えた効率重視の自由な経済活動が進展したグローバル化の時代から、**地政学的リスクを踏まえた対応が求められる**時代に突入。
- 我が国の経済安全保障の実現には、産業・技術基盤の主体である**民間企業自身**が、自社の自律性・不可欠性を高め、国際環境の変化に対応し企業価値向上に繋げるため、**企業経営者が認識すべき原則や推奨事項**をまとめたのが本ガイドライン。
- 地方や中小を含む事業者への普及、市場関係者等への**アウトリーチ**を実施。

### 経営者等が認識すべき原則

- ① 自社ビジネスを正確に把握し、リスクシナリオを策定する
- ② 経済安全保障への対応を単なるコストではなく、投資と捉える
- ③ マルチステークホルダーとの対話を欠かさない

### 具体的な推奨事項 (一部要約・抜粋)

#### 自律性確保の取組

- **シングルソースに調達を依存している場合**は、予め代替調達となり得る事業者等との間で自社の製品・サービス等に組み入れるための原材料等の認証を行っておくなど、**有事において代替調達先からの調達に速やかに移行できるような体制や調達先との関係構築**を行う
- 自社のサプライチェーン**上流に位置するサプライヤーや業界団体等から、安定供給確保のための調達先、生産拠点の多様化などの相談**がある場合、**中長期的な企業価値向上に貢献し得るものとして、誠実に対話に応じる**

#### 不可欠性確保の取組

- **自社のコア技術等を守る**こと、さらには**取引先・共同研究先の技術情報等の流出防止対策**にも万全を期すことは、**企業価値向上に貢献し得る**ことを認識する
- 技術等の流出対策を、研究開発や生産技術、事業部門等の責任者の問題にとどめず、**経営の問題**として、経営者や間接部門の責任者等も巻き込み、**全社をあげた取組**とする

## コーポレートガバナンス(CG)コード改訂案における経済安全保障に係る記載

- 26年夏目処の改訂を目指し、金融庁有識者会議においてCGコード改訂案を審議中。
- 今般の改訂で経済安全保障の観点を、CGコード本体の解釈指針に初めて明記する方向。
- 地政学リスクへの対応等も、収益機会につながり得るものとして、リスク管理体制を整備する際の考慮事項に含まれ得るとともに、そうしたリスクへの対応等が適切に行われるべき旨を明示。

### CGコード 改訂案 (2026年4月3日版)

#### 【原則4-4. 取締役会の役割・責務Ⅲ：経営陣・取締役に対する実効的な監督②】

取締役会は、内部統制や全社的リスク管理体制を適切に整備すべきである。

#### 解釈指針

内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保により持続的に信頼を維持し、リスクを最小化するために重要であるのみならず、経営陣が果敢にリスクテイクを行うための裏付けとなり得るものであるから、取締役会は、グループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築するとともに、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。サイバーセキュリティリスク、国際的な経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク及び技術等の情報流出リスクへの対応等も、収益機会にもつながり得るものとして、リスク管理体制を整備する際の考慮事項に含まれ得るとともに、そうしたリスクへの対応等が適切に行われるべきである。

## 経済安全保障と独占禁止法に関する事例集について

- 2025年4月の有識者会議において、経済安保の観点から行う事業者間の情報交換、連携、再編などについて、法務部や弁護士が保守的な判断を下す傾向とあいまり、カルテル違反や企業結合規制への抵触といった独禁法上の漠然とした懸念を理由に、企業間の対話を躊躇してしまうという論点が提起された
- 上記を踏まえ、公取委・経産省・国交省が、2025年11月20日、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」を公表。経済安全保障の観点から実施する行為に関して経産省・国交省が提示した15の事例について、公取委が独禁法上の考え方を示したもの。

### 事例②：流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

日本が優位性を持つ技術について、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例。

### 事例⑥：重要原材料の調達に関する情報交換・共同調達

事業に不可欠な重要原材料について、（1）国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより国内メーカーの調達途絶が顕在化した場合又はその蓋然性が高いと政府が認め企業に情報提供した場合に／（2）平時から国内メーカーが調達途絶リスクに備える必要がある場合に、国内メーカー間で当該原材料の代替調達先や調達品のスペック等に関する情報交換及び共同調達を検討・実施する事例。

### 事例⑭：国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

グローバル市場における競争に晒される中、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内で寡占状態にあるA社とB社が統合・合併する事例。

# (2) 企業の行動変容の推進 技術流出対策ガイドンス第2版の策定について

- 昨年5月に策定した「技術流出対策ガイドンス」について、企業における国内外との共同研究や共同開発・調達時のすり合わせ等の連携を行う場面での技術流出対策に関するニーズが多く聞かれていることを踏まえ、これらの内容を網羅すべく、第2版への改訂を実施（3/5～4/3にパブリックコメントを実施）。
- あわせて、本年1月、「経済安全保障経営ガイドライン」を策定したことなどを踏まえ、「各章で共通する技術流出対策」、「人を通じた技術流出への対策」等についても、内容を大幅に充実。
- また、本ガイドンスをより簡潔にまとめた資料として、中小企業やスタートアップ企業向けの「技術流出対策ハンドブック」を策定中。

【技術流出対策ガイドンス第2版の目次（予定）】

【新規追加パートの視点】

第1章	各章で共通する技術流出対策 <b>(大幅に充実)</b>
第2章	生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策
第3章	人を通じた技術流出への対策 <b>(大幅に充実)</b>
第4章	共同研究に伴う技術流出への対策 <b>(新規)</b>
第5章	すり合わせに伴う技術流出への対策 <b>(新規)</b>

## 共同研究を通じた技術流出への対策

- イノベーションの実現のためには、異なる国や組織との共同研究によって、知識・技術の伝搬を促し、企業のイノベーションを推進していくことが重要。
- 経済安全保障上の観点でも、先端技術分野におけるイノベーション力を発揮し、わが国の「技術優位性」を磨き上げ「不可欠性」まで強化することは重要な課題。
- 一方で、共同研究の過程では、企業にとっての「秘密」がある中で、他組織、さらには他国との技術の共有が想定されることから、技術流出リスクが高い行為であると考えられ、そのテーマ・内容、パートナー等に応じた、適切なマネジメントが重要。

## すり合わせを通じた技術流出への対策

- 製品の性能や品質を最大化するためには、個々の部品調達に関わる組織間での最適化に向けた相互調整（いわゆる「擦り合わせ」）が極めて重要。伝統的に企業とサプライヤーの緊密な連携によって他国には真似が出来ない品質を生み出してきたわが国製造業の「お家芸」の分野。
- 擦り合わせは、営業秘密を含め、さまざまな技術情報の共有が行われることから、技術流出のリスクが高い。海外拠点も含めて行われていることから、「擦り合わせ」の内容等に応じて適切なリスク軽減措置を組み合わせていくことが必要。

経済産業省  
貿易経済安全保障局 技術調査・流出対策室

### 技術流出対策ガイドンス 第2版 (案)

経済産業省  
貿易経済安全保障局 技術調査・流出対策室

第1章 各章で共通する技術流出対策 2. 重点的に守るべき技術の特定・評価

2. ① 重要技術の位置づけを評価

- 戦略的に自社の技術を育て、効果的・効率的に技術流出対策を講じるためにも、自社に関わる様々な技術の重要性について、経営戦略等を踏まえながら、評価を行うことが重要。また、技術の重要性や位置づけは、国内外の技術動向等に伴い変化していくことから、評価を適宜見直すことも重要
- 具体的には、① 自社の競争力の源泉となるコア技術を明確にするとともに、自社の技術が、② 軍事転用懸念のある安全確保上の重要技術や③ 経済安全保障に關わる重要技術に該当するかどうかも詳細に、社内での情報管理に反映させる必要がある
- また、破壊的技術革新が進む領域に関しては、現在、自社が保有していない技術について、海外との共同研究等も通じ、自社の技術優位性を磨きあげながら、同時に防衛策（技術流出対策）を講じていく必要がある。このため、④ 自社が保有してあらず、獲得をしたい技術も評価しておく

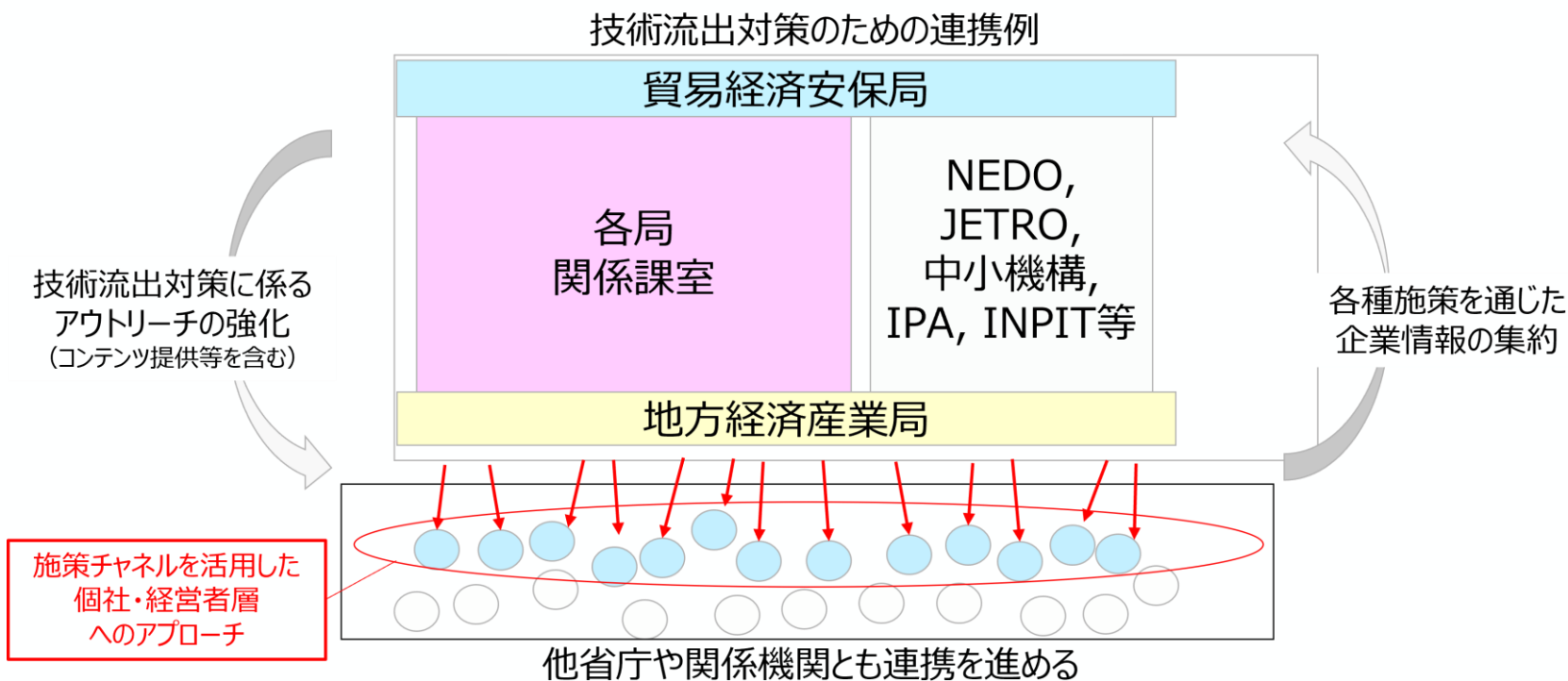
対応策の例


- 技術の重要性に応じ、技術情報に依っての基本的な取り扱いを講ずることが必要である。重要性の評価に依って、以下の事項に依り対応策を講ずることが重要である
  - ① 競争力の源泉となるコア技術
    - 競争力に直結する技術であるため、権利化・秘密化の観点も考慮しつつ（後記）、③参照）、社内競争力に直結する技術であるため、海外移転等を厳禁する必要がある
    - ②-③に位置づけられる技術であるため、海外移転等を厳禁する場合は、必要に応じて経済産業省や関係機関と連携する必要がある
  - ② 安全確保上の重要技術（軍事転用懸念のある技術）
    - 外為法上及び関係機関に該当する場合は、関係国の法令等も踏まえ、連携を講ずる必要があるもの、外為法上及び関係機関と連携する必要がある。特に重要技術は、海外移転等を厳禁する必要がある
  - ③ 経済安全保障に關わる重要技術
    - ②の国の経済安全保障の観点から、競争力に直結する技術と同等の重要性を有するもの、海外移転等を厳禁する必要がある。また、第三国からの輸出や移転禁止等の関係でも注意を要する。一部の技術流出のリスクが高い技術は、海外移転等を厳禁する必要がある
  - ④ 自社が保有してあらず、獲得をしたい技術
    - 技術流出対策とコア・インベンスのバランスをとりながら、共同研究等を通じて、積極的に技術の獲得に努めること、相手先の信頼を、いかに醸成することが第三国の法や規制の観点から必要

## (2) 企業の行動変容の推進

# 技術流出対策の強化に向けたアウトリーチ活動の強化

- 技術流出対策は、**各企業が、技術管理の重要性を理解し、主体的に取り組むことが必要**。各企業の取組を促進するため、参考となるコンテンツの充実を図る。
- 産業界全般に対する広範な働きかけに留まらず、**個社、特に中堅・中小企業の場合には経営者層へのきめ細かいアプローチが重要**。
- 経済産業省の関係部局と連携しつつ、独立行政法人、関係団体、他省庁、他機関等が有するチャンネルも活用し、**地域の中堅・中小企業に対するアウトリーチを強化**している。
- 令和7年度は、東北局・近畿局・中国局において、局ごとにメニューや対象企業の属性を変えることによるパイロットプロジェクトを行い、アウトリーチのベストプラクティスを蓄積・共有。また、パイロットプロジェクトにおいて開催したセミナーでは、**座学での講演のみならず、実践演習も実施**している。そのほか、本省及び地方局において約50回の講演も実施（延べ1,000人以上参加）。
- 令和7年度の改善点等を踏まえて、**今後、全国的にアウトリーチを拡大して実施する予定**である。



- 
1. 我が国を取り巻く経済安全保障環境
  2. **現状の取組**
    - (1) 法制・予算による政策の強化
    - (2) 企業の行動変容の推進
    - (3) **同志国との国際連携**
  3. 今後の経済安全保障政策

# 経済安全保障に関する同志国との連携

- 経済安全保障等の観点から一定水準の製造能力を確保すべき一方、国内だけで全ての製造能力を確保することは非現実的で、タイミングを逃さずに先手を打って同志国との連携を進めることが不可欠。その際、需要・供給の両面からの連携が重要で、重要鉱物だけでなく、他の重要物資等についても連携を進めることが必要ではないか。

## 各国との経済安全保障関連の主な連携例

EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>26年1月、赤澤経産大臣がセジュールネ上級副委員長、シェフチェビッチ委員とそれぞれ面談し、<u>重要鉱物のサプライチェーン強靱化を含む日EU間の連携強化</u>についての共同プレスリリースを发出。</li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>25年3月、「<u>日英経済版2+2閣僚会合</u>」を開催。<u>サプライチェーン強靱化、経済的威圧や非市場的な政策及び慣行への対応、重要・新興技術の促進・保護を含む経済安全保障に関する協力強化</u>を表明。</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>24年7月の日独首脳会談での枠組みの創設合意を受けて、24年11月及び25年10月に「<u>日独経済安全保障協議</u>」を開催。25年10月の第2回では、<u>サプライチェーン強靱化や非市場的政策・慣行への対応、重要・新興技術の保護・育成等</u>を議論。</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>24年11月、「<u>第1回日印経済安全保障対話</u>」を開催。<u>経済安全保障分野の日印間の連携強化</u>で一致。</li> <li>25年8月の日印首脳会談において、重点分野を定めたうえで二国間協力の推進を図る「<u>経済安全保障協カイニシアティブ</u>」を立ち上げ、「<u>経済安保協力ファクト・シート</u>」を发出。</li> </ul>
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>25年10月、ERIA主催で「<u>経済安全保障と産業協力に関するラウンドテーブル</u>」をジャカルタで開催。日本側は経済産業省、JETRO、民間企業9社が、インドネシア側は政府機関、政府系投資機関、通信・IT関連企業、防衛関連企業が参加。<u>具体的なプロジェクト形成も視野</u>に、今後も本ラウンドテーブルを継続していくことで一致。</li> </ul>

(資料) 各省プレスリリースより作成

## 鉱物に関する同志国との連携事例

### 重要鉱物サプライチェーン強靱性に関する戦略的パートナーシップ

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年2月4日、米国国務省のマルコ・ルビオ長官が、ワシントンD.C.において<u>重要鉱物閣僚会合</u>を初開催。</li> <li>日本を含む54ヶ国及び欧州委員会が参加。</li> <li>米国・EU・日本は、<u>互恵的なパートナーシップに向けて協調的な取組を加速</u>する意図を表明。</li> </ul>
----	--

施策	<h4>「重要鉱物特惠貿易圏」の創設</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>会合に参加したJ.D.バンス副大統領により提案。</li> <li>生産の各段階において<u>重要鉱物の最低価格を設定</u>し、関税を用いて<u>公正な市場価値を反映した市場をつくる</u>と説明。</li> <li>貿易圏に参加する国に対しては<u>米国産業基盤へのアクセスを保証</u>すると同時に、<u>貿易圏全域での生産拡大</u>を図る。</li> </ul>
----	---

### レアアースの日本向け供給確保

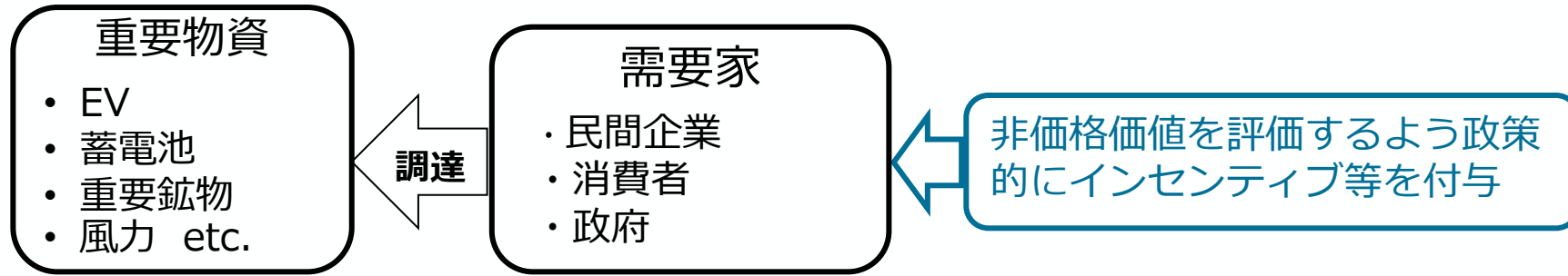
概要 / 施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年3月、日豪レアアース（双日とJOGMECが共同設立）を通じて、<u>豪Lynas Rare Earthsに対して総額2億豪ドル相当を追加出資</u>。</li> <li>2025年3月、日仏レアアース（岩谷産業とJOGMECが共同設立）を通じて、<u>仏Caremagに対して最大110百万ユーロを出融資</u>することを決定。</li> </ul>
---------	---

(資料) 財務省資料、JETRO資料、JOGMEC資料より作成

## 同志国間での国際連携の推進（需要サイド）

- 重要物資について特定の供給源への過剰依存によるリスク等に対応するため、製品の価格だけではなく、安定性等の**非価格価値**が市場で正当に評価されるよう、**需要サイドからアプローチ**。
- 国際的な枠組みなどを通じて、**同志国と協調して取り組むことでスケールアップを図っていく**。

### <非価格価値を評価する需要サイドアプローチ（イメージ図）>



### <同志国間での動き>

#### ○2025年3月 日英経済版2+2閣僚会合（共同プレスリリース）

- ・（前略）the four Ministers concurred to explore criteria that take into account not only economic factors, but also factors linked to the Principles on Resilient and Reliable Supply Chains, comprising of transparency, diversification, security, sustainability, and trustworthiness and reliability.

#### ○2025年6月 G7カナナスキスサミット（G7重要鉱物行動計画）

- ・（前略）The roadmap will establish a set of criteria that constitute a minimum threshold for standards-based markets, strengthening traceability as a necessary measure. As part of these efforts, we will evaluate potential market impacts.

#### ○2025年7月 日EU定期首脳協議（共同声明付属書II：日・EU競争力アライアンス）

- ・ Both sides will accelerate cooperation on development and implementation of standards and criteria for products that take into account the G7 Principles on Resilient and Reliable Supply Chains of transparency, diversification, security, sustainability, trustworthiness and reliability on a sector-by sector basis (including in net-zero manufacturing sectors value chains) with the aim to stimulate demand and supply for products aligned with these Principles.

### (3) 同志国との国際連携

## 信頼あるAIエコシステムの構築

#### ソフトウェア・サービス (モデル・アプリケーション)

- 我が国が強みを有する個別産業分野を中心に、**領域特化モデルやアプリケーション等の開発及び利活用・実装**を支援するとともに、**フィジカルAIの開発に必要なマルチモーダル基盤モデルの開発推進**を通じて、**フィジカルAIを含めた不可欠性を確保**する。

(例) **GENIACを通じた領域特化モデルやアプリケーション開発の強化**

わが国が強みを有する個別産業群での**AIの利活用・実装**の推進

多様なデータを扱うことが可能な国産の**マルチモーダル基盤モデルの開発推進**

#### ハードウェア (コンピューティング)

- 次世代半導体等や量子分野**において、**半導体設計やスパコン、サーバー構築**に係る我が国の開発能力を高めるとともに、**ロジック・メモリ等のDC・サーバーに必要な各種半導体の製造技術の高度化を進めるとともに**、**装置・部素材分野における次世代技術の開発や、光電融合も含めた先端パッケージ技術等のブレイクスルーを実現することで、不可欠性を確保**する。

(例) **次世代半導体の技術開発**  
(2nm世代のロジック半導体等)

**サーバー・データセンターやスパコン構築に係る技術開発**  
(**パワー半導体、蓄電池、高効率冷却技術等**)

**パッケージ間・パッケージ内における光電融合技術や先端パッケージ技術等の開発**

#### インフラ

- 我が国が強みを有する以下の分野において、**不可欠性を維持・確保・向上**する。
  - 電力インフラにおける発電機、電力送配電網及び系統制御**
  - 海底ケーブルや5G・Beyond 5G、オール光ネットワーク等の通信分野** ※総務省と連携
  - 宇宙インフラ(通信衛星、測位衛星等)** ※総務省と連携

(例) **電力と通信の効率的な整備(ワットビット連携)**による迅速な**データセンター**の整備を推進

**衛星間光通信など宇宙におけるデータ流通基盤**の構築

### <インド太平洋地域を中心としたAIテックスタックの海外展開の推進例>

- ・ **インド**とのAIサービス分野のビジネスマッチングイベント(2025年10月)
- ・ **インドネシア**政府との高官レベルでの経済安全保障やAIテックスタックに関する政策交流(2025年11月)
- ・ ERIAが主催する**日インドネシア両国政府・企業等**による「経済安全保障と産業協力に関するラウンドテーブル」(2025年10月)

※また、AIテックスタックにおける**優位性の維持や自律性確保が必要な品目の動向調査**や、**フィジカルAI関連のサプライチェーンリスク等の調査**を開始

# 海外事業展開への切れ目ない支援

- グローバルサウス未来志向型共創等事業や経済安全保障推進法の枠組み等により、海外事業展開について、FS（事業化可能性調査）から、実証、実装まで切れ目ない支援を措置、更に拡充しようとしているところ。

## ① 経済安全保障に資する主な海外事業展開支援策



### グローバルサウス未来志向型共創等事業

- グローバルサウスが抱える課題（DX/GX分野等）を解決することによる同市場の成長力を活かした日本国内産業活性化、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保（サプライチェーン強靱化等）を図る。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

① 小規模実証・FS事業

② 大型実証事業  
(ASEAN加盟国向け)

③ 大型実証事業  
(非ASEAN加盟国向け)

④ ウクライナ復興支援に向けた  
欧州企業連携  
・ 中東欧諸国等連携強化

### 重要な海外事業の促進（新設を検討中）

- 経済安全保障推進法及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（2026/3/19閣議決定）において、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設。
- 認定を受けた特定海外事業について、JBICが劣後出資等を供与できることとし、民間資金の動員を図る。

#### <特定海外事業>

海外において事業者が行う事業

- (1) 国際的な輸送網の強靱化のための施設等の整備・運用
- (2) 重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用
- (3) 重要技術の海外展開のための施設等の整備・運用

## ② 特定重要物資に係る日本国内への安定供給確保支援

経済安全保障推進法上の特定重要物資に係る支援については、生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入・開発等、幅広い措置が含まれる。

※実際に海外における生産能力増強の取組を対象にしたものも存在。


#### (例) レアアース磁石の生産能力増強

最先端技術を生み出す研究開発や一定規模の量産を可能とする能力を国内に確保した上で、技術流出の防止を的確に図りながら海外における生産能力を増強する取組を対象とする。

### (3) 同志国との国際連携

## 経済安全保障に係る同志国との共同ステートメント、ニュースリリース

2026/4/1 日仏首脳会談	両首脳は、あらゆる形態の経済的威圧、過剰生産及び市場の歪曲をもたらす非市場的政策及び慣行の利用、並びに <b>グローバル・サプライチェーンに重大な悪影響を及ぼし得る、特に重要鉱物及びその派生品に対する輸出規制に深刻な懸念を表明</b> した。両首脳は、 <b>輸出管理措置を講じるいかなる場合にも、厳密に定義され、差別的でなく、国際法及び国際慣行に従っていることを確保することの重要性を改めて強調</b> した。
2026/3/19 日米首脳会談	両首脳は、現下の状況で重要性が増しているエネルギーの安定供給の確保、重要鉱物、AIを含む先端技術分野など、経済安全保障分野での日米協力を一層強化することで一致しました。… 両首脳は、 <b>輸出規制を含め、重要鉱物を始めとする重要物資の安定供給を脅かすようなあらゆる措置に反対することを確認</b> した上で、サプライチェーン強靱化に共に取り組み、日米両国の力強い発展につなげていくことで一致しました。
2026/3/6 日加首脳会談	両首脳は、経済的強靱性が国家安全保障と長期的繁栄の双方にとって極めて重要であることを再確認する。両首脳はまた、あらゆる形態の経済的威圧、有害な過剰生産及び市場の歪曲につながる非市場的政策・慣行、また、グローバル・サプライチェーンに重大な悪影響をもたらし得る、特に <b>重要鉱物に対する輸出規制に対し、深刻な懸念を表明</b> する。両首脳は、 <b>輸出管理措置</b> を講じるいかなる場合にも、戦略的サプライチェーン、特に重要鉱物のサプライチェーンを混乱させないよう、厳密に定義され、差別的でなく、国際法及び国際慣行に従っていることを確保することの重要性を改めて強調する。両首脳は、経済安全保障対話を設置することで一致し、G7 を通じたものを含め志を同じくするパートナーとの経済安全保障に関する協力の強化にもコミットする。
2026/1/31 日英首脳会談	首脳は、日英間の協力の具体的な進展を踏まえ、両国の協力を更なる高みに引き上げることで一致しました。特に、産業戦略パートナーシップ及び経済安全保障パートナーシップを踏まえ、包括的な分野で具体的な協力を進めることを確認しました。… 両首脳は、 <b>重要鉱物の途絶に対する国際社会の懸念が高まる中、重要鉱物を含むサプライチェーン強靱化のために同志国全体で連携していくことが急務であるとの見解で一致</b> しました。
2026/1/16 日伊首脳会談	両首脳は、自由で公正な経済秩序と経済安全保障を確保し、両国の経済の強靱性を高めることが、日伊双方にとって重要であることを強調した。両首脳は、自国の産業システム等を通じてサプライチェーンを相互に支援及び強化し、重要原材料に関する協力を強化するために、アクションプランの下で経済安全保障及び強靱性に互いに協働することにコミットする。両首脳は、 <b>あらゆる形態の経済的威圧、及び重要な物品や部品のグローバル・サプライチェーンを混乱させ、過剰生産をはじめとするその他の形態の市場歪曲を引き起こす、非市場的政策及び慣行の使用並びに輸出規制の使用に対し、深刻な懸念を共有</b> した。
2026/1/21 日EU閣僚会談	両者はまた、 <b>輸出管理措置を講じる場合には、それらが厳格に限定され、非差別的で、国際法および国際的慣行に整合したものであり、特に重要鉱物の戦略的サプライチェーンを阻害しないことが重要であるとの認識を改めて共有</b> しました。さらに、両者は、こうしたサプライチェーンの強化、多様化及び安定確保を進め、ひいてはサプライチェーンの強靱性を高めることについて、共同のコミットメントを改めて表明しました。
2026/1/20 日仏閣僚会談	両者は、 <b>非市場的政策・慣行や不適切な輸出管理に起因する重要鉱物サプライチェーンの混乱について、深刻な懸念を共有</b> しました。その上で、両者は、特定のサプライチェーンへの依存を低減させることを通じて、サプライチェーンの強靱性を確保することを確認しました。また両者は、経済安全保障およびサプライチェーンの強靱性を高めるとともに、経済的威圧や非市場的政策・慣行に対処するため、G7 を含む価値観を同じくする同志国との協力を一層深化させることを確認しました。
2026/1/20 日英閣僚会談	両者は、2025年3月の日英経済版2+2閣僚会合に基づく日英経済安全保障パートナーシップの強化に向けた進展を歓迎し、両国の安全かつ強靱な繁栄を確保するための実質的な行動を進めていくことを確認しました。両者はまた、 <b>重要鉱物サプライチェーンの混乱に深い懸念を共有</b> し、生産・加工の多角化を進めるとともに、サプライチェーンの強靱性を高めるための強固なパートナーシップを構築することを確認しました。

- 
1. 我が国を取り巻く経済安全保障環境
  2. 現状の取組
    - (1) 法制・予算による政策の強化
    - (2) 企業の行動変容の推進
    - (3) 同志国との国際連携
  - 3. 今後の経済安全保障政策**

# 今後の経済安全保障政策の方向性としてご議論いただきたい事項

- 経済の武器化や地政学リスクがより深刻化し、サプライチェーンの安定性などこれまでの前提が大きく変わっている。
- この中で、経済安全保障の観点から自律性や不可欠性を高めるため、以下（１）～（３）を含め、どのような施策の強化が求められるか。

## （１）法制・予算による政策の強化

### <Promotion>

**サプライチェーン強靱化予算  
（経済安全保障推進法）**  
令和7年補正予算 約1,692億円  
令和8年当初予算案 約125億円

**経済安全保障推進法等改正案**  
（総合的なシンクタンク・官民協議会等）

### <Protection>

**外為法改正案**（対内直接投資審査制度の高度化）  
外為法に基づく**補完的輸出規制**の見直し等

外為法に基づく  
**技術管理対話スキームの対象技術追加**

**貿易救済措置**の活用による過剰供給対応  
**関税定率法等改正案**  
（不当廉売課税に関する迂回防止制度の創設等）

## （２）企業の行動変容の推進

### <Partnership(官民連携・全般)>

「**経済安全保障経営ガイドライン**」の策定  
及びアウトリーチ活動による普及

**コーポレートガバナンス(CG)コード改訂案**  
における経済安全保障に係る記載

「**経済安全保障と独占禁止法に関する事例集**」  
の公表及びアウトリーチ活動による普及

### <Partnership(官民連携・Protection)>

**技術流出対策ガイダンス第2版**の策定

**技術流出対策アウトリーチ活動の強化**

## （３）同志国との国際連携

### <Partnership (国際連携・サプライチェーン)>

**重要鉱物サプライチェーンの強靱化等**  
に向けた連携

安定性等の**非価格価値を評価する需要サイド**  
からのアプローチの推進

### <Partnership(国際連携・産業協力)>

**信頼あるAIエコシステム**の構築

**海外事業展開支援や産業協力**に向けた取組

### <Partnership(国際連携・Protection)>

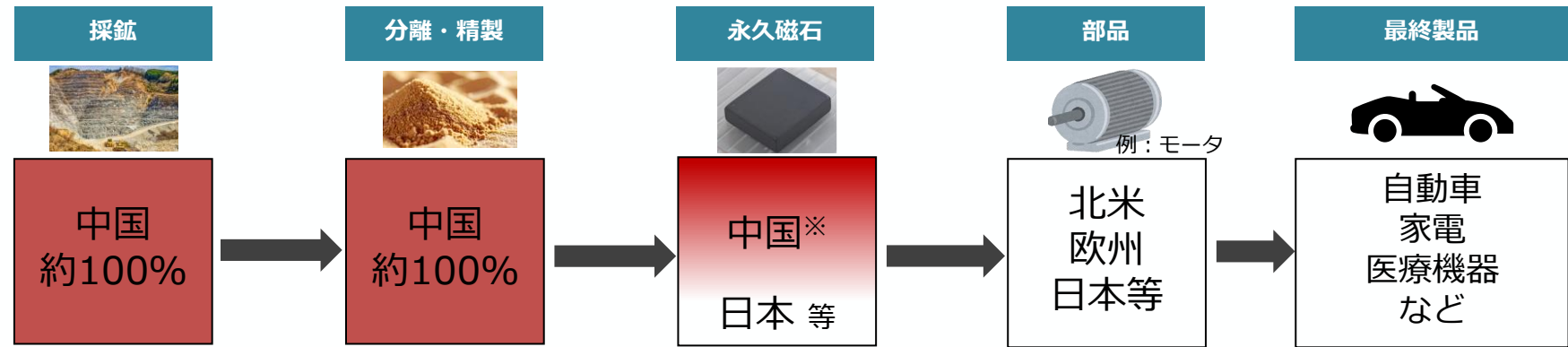
**技術流出リスクへの対応**における  
**他国との連携強化**

# 視点①： 歴史を振り返る（例：2010年のレアアース・ショック）

## 2010年頃の 世界シェア（イメージ）

出典：

- 採鉱 = USGS, *Rare Earths Statistics and Information*, 2010
- 分離・精製 = Congressional Research Service, *Rare Earth Elements: The Global Supply Chain*, 2013



※IEA『With new export controls on critical minerals, supply concentration risks become reality』によると、2005年頃に中国は焼結永久磁石の世界生産の約50%を占めていたとされている。

	上流（採鉱、分離・精製）	中下流（永久磁石、部品）
当時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>レアアースについて、供給源多角化のための鉱山開発や製錬への出資を実施。 →供給源多角化により中国依存度が低減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金により、「省レアアース化」や「リサイクル」を推進。 →省レアアース等が進展。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>他方、レアアース途絶が解消した後に採算が悪化した案件も。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産に必要な十分な量のレアアースを確保できない状況を踏まえ、その川下の工程の海外移転が進んだ可能性。</li> </ul>

歴史を振り返り、今回、それぞれの柱の中でどのような方策を講じていくべきか？

(1) 法制・予算による政策の強化

(2) 企業の行動変容の推進

(3) 同志国との国際連携

# 視点②： 他の政策の枠組との比較（GXと経済安全保障）

## GX（Green Transformation）

### 1. 予算等（投資促進政策）

※ GXの目的：「エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素」の同時実現

- 「GX経済移行債」に基づく先行投資支援策
  - 例：排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業（2024年開始）等
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（2021年創設）等

### 2. 法・制度

- GX推進法・資源有効利用促進法（2025年改正）
  - 排出量取引制度（GX推進法に基づき2026年4月より本格稼働）
  - 再生資源の利用計画策定・定期報告義務化（2026年4月施行）
- GX戦略地域制度（2025年創設）

### 3. その他

（1）経営への働きかけ

- GXフューチャー・リーグ（2026年4月創設）
- クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2025年改訂）

（2）競争政策との関係

- グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（2023年）

## 経済安全保障

### 1. 予算等（投資促進政策）

※ 2022年の経済安全保障推進法に基づく措置

- サプライチェーン補助金（2022年成立※）
- 特定重要技術の開発支援（Kプロ）（2022年成立※）
- 「危機管理投資・成長投資」の促進(2025年 成長戦略本部設置)

### 2. 法・制度

- 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保（2022年成立※）等
- セキュリティクリアランス制度（重要経済安保情報保護法（2024年成立））
- アクティブサイバーディフェンス法(2025年成立)

### 3. その他

（1）経営への働きかけ

- 経済安全保障経営ガイドライン(2026)
- コーポレートガバナンスコード改訂案で経済安保の観点を反映（2026）

（2）競争政策との関係

- 経済安全保障と独占禁止法に関する事例集（2025）

## 視点③： 領域毎の状況に応じた国際連携のあり方（連携する国・手法）

将来の不可欠性・  
自律性の獲得

### ① 破壊的技術革新が進む領域

信頼あるAIエコシステムの構築

- ・ インド太平洋地域を中心に日本独自の不可欠性を地域に展開していくことで、地域における信頼できるAIエコシステムの確立に貢献。

防衛産業分野での  
同志国との連携

不可欠性  
の維持

### ② 我が国が技術優位性を持つ領域

技術流出のリスクへの対応

- ・ 新興技術（AI、量子、バイオ等）や、基盤技術（素材・工具・船舶等の製造）において、同じ強みを持つ国との連携。

自律性  
の回復

### ③ 対外依存の領域

重要鉱物サプライチェーン  
の強靱化

- ・ 日本向けの供給確保に向け、豪州（2023年追加出資）や、フランス（2025年出融資）とそれぞれ共同事業を実施。
- ・ 2026年2月に重要鉱物閣僚会合が開催。米国・EU・日本は、互恵的なパートナーシップに向けて協調的な取組を加速する意図を表明。